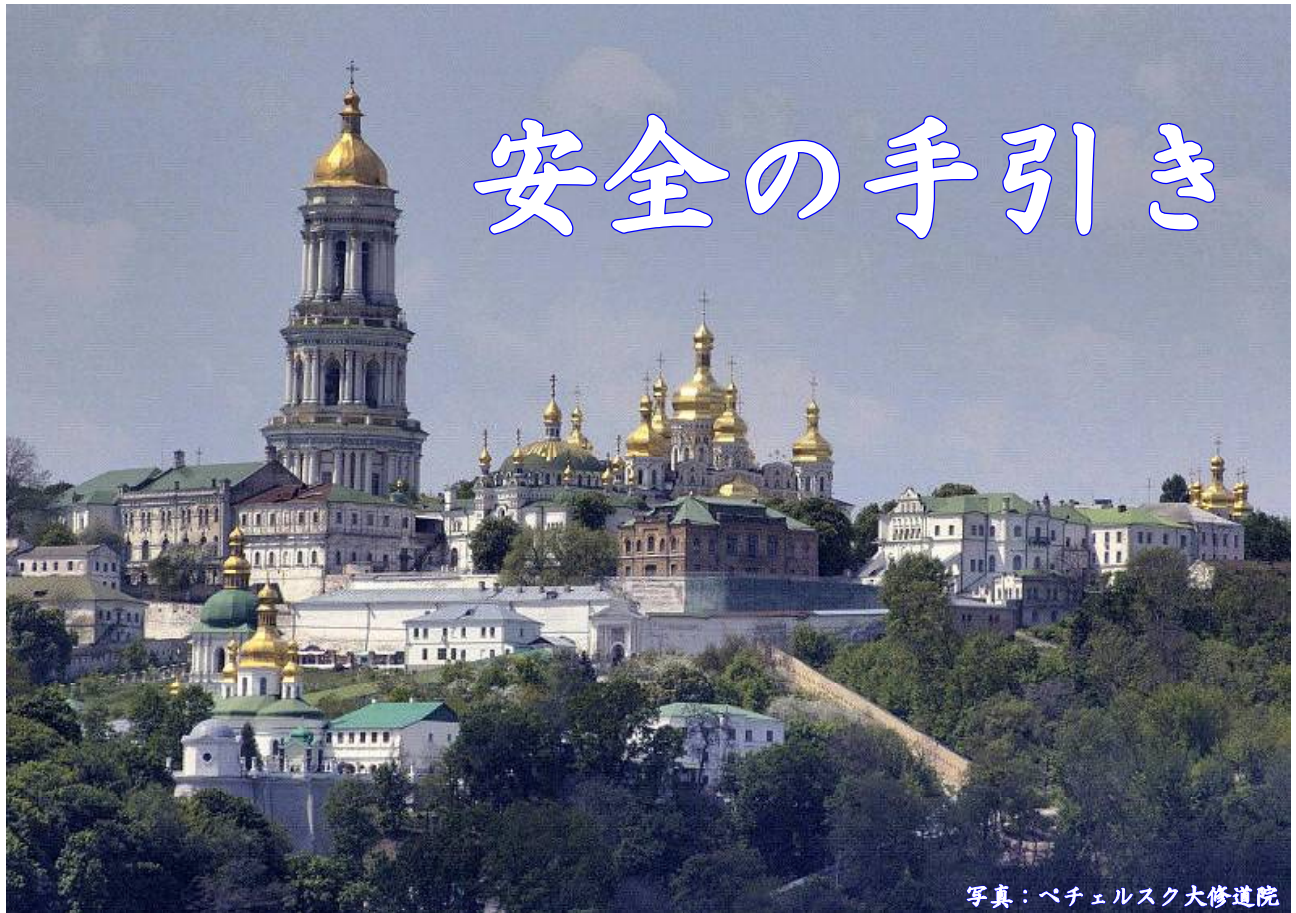
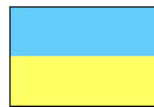
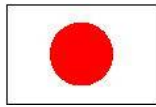


平成26年5月



写真：ペチェルスク大修道院

この「安全の手引き」は、ウクライナに滞在される皆様がより安全で、より充実した生活を守るための一つの目安として、どのような点に気を付けたらよいのか、また、万が一何らかの事態に遭遇した際にはどのように対処したら良いか、などの注意事項について取り纏めたものです。皆様の生活の一助となれば幸甚です。

在ウクライナ日本国大使館

所在地：4, Muzeiny Lane, 01901 Kyiv

電話：044-490-5500（平日 9:00～18:00）

休日・夜間の緊急時の連絡先：050-330-9428

ホームページ：<http://www.ua.emb-japan.go.jp>

目 次

1. ウクライナの治安情勢	1
(1) ウクライナの治安状況	
(2) 一般犯罪の傾向	
2. 安全対策	1
(1) 安全確保のための基本的な心構え	
(2) 注意すべき特異案件	
(3) 一般的防犯対策	
(4) 住居安全対策	
(5) 犯罪被害に遭った場合の措置	
(6) 加害者となった場合の措置	
(7) 自動車運転免許証	
(8) 交通事故対策	
(9) テロ情勢	
3. 出入国及び滞在上の留意事項	11
(1) 出入国手続き及び査証	
(2) 16歳未満のお子さんを国外へ伴う場合の留意事項	
(3) 路上での飲酒行為の禁止	
(4) 税関申告	
4. 医療事情	14
(1) かかりやすい病気	
(2) 健康上心がけること	
5. 緊急事態の備え	16
(1) 平素の心構え・準備	
(2) 緊急時の行動	
(3) 原子力発電所関連	
6. 添付資料	
○ 事件・事故事例	
○ 緊急時の「ウクライナ語」	
○ キエフの主な病院	
○ 海外旅行保険加入のすすめ	
○ ウクライナ内務省入国管理局連絡先	
○ 緊急事態に備えてのチェックリスト	
○ キエフ市内警察署電話番号一覧	

1. ウクライナの治安情勢

(1) ウクライナの治安状況

ウクライナでは、2013年11月に欧州連合（EU）との連合協定署名に向けた準備プロセスが一時停止されて以降、首都キエフの独立広場などでデモ隊と治安当局との衝突が発生しました。また、同国南部のクリミア自治共和国及びセバストポリ市については、2014年3月、ロシアが独立を承認し、自国に編入するという情勢変化がありました。さらに、ウクライナ東部・南部諸州においても親ロシア派によるデモ活動が行われ、特に、ドネツク州、ハルキウフ州、ルハンスク州では、親ロシア派が行政庁舎等を占拠するなど、デモ活動を激化させ、2014年4月7日には、ドネツク州で親ロシア派が行政庁舎を占拠し、一時「ドネツク人民共和国」樹立を宣言、ハルキウ州でも親ロシア派が独立を宣言するなど、ウクライナの治安情勢は不安定になっています。

(2) 一般犯罪の傾向

ウクライナでは、平成24年11月以降、内務省が公式ホームページにおける犯罪統計の公表を取り止めており、平成25年1月分から検事総局が公式ホームページにおいて犯罪登録件数を公表しています。数値を発表している機関が異なるため比較は困難ですが、検事総局発表による平成25年の犯罪登録件数は約56万件で、内務省発表による平成23年の犯罪登録総数約51万件と比較して増加していることから、依然として厳しい治安情勢にあるものと見られます。さらに経済犯罪や職権濫用に伴う各種犯罪、警察官による犯罪登録に関する報告書の捏造等の問題も指摘され、また薬物不法売買事件の摘発も相次ぎ薬物犯罪の脅威が増大しているとの評価も下されております。

こうした治安情勢悪化の背景には、依然として停滞基調にあるウクライナ経済の影響が主因の一つと考えられており、手っ取り早く現金を入手できる財産犯の増加が目立ちます。一般に過去の事例から判断すると、日が短く、寒い時期には犯罪の発生が多くなり、逆に暖かく、日の長い時期には少なくなっている状況にあるといえます。

在留邦人や短期渡航者の方々がスリ被害に遭うケースは後を絶たず、また、ネオナチ・スキンヘッド等のグループによる「外国人嫌い（Ksenofobiya）」に端を発した有色人種への集団暴行事件が散発していたり、また一部の公務員（主に警察官）による軽微な違反を理由とした「たかり」事案が発生したりと、その体感治安も、日本で感じるそれに比べて、悪いと言えます。

2. 安全対策

(1) 安全確保のための基本的心構え

(ア) 基本的心構え

【自分の身は自分で守る】

外国では、日本国内にいる場合と同様の権利保護や救済を受けられる訳ではありません。テロや災害、犯罪や事故から自らの生命・身体・財産を護るためには、安

全を最優先に行動し、自分自身で安全を確保する心構えを保つことです。

【自分で情報を収集する】

日本ではテレビや新聞、ラジオで容易に情報を収集することが出来ます。

しかしここは海外なので、自ら積極的に情報を収集しない限り、誰も情報を与えてはくれません。

新聞、テレビ、ラジオでの情報収集はもちろんのこと、近所や他の外国人ともコミュニケーションを図り、情報を交換・共有し合うことも必要です。

【目立たない】

服装や装飾品、所持品だけではなく、平素の言動及び態度など、生活全般において必要以上に目立たないことが大切です。自分では気付かないうちに犯罪者の目にとまるシグナルを発することにもなりかねません。

【忘れない】

自宅や自動車の鍵のかけ忘れ、貴重品の置き忘れ、火の元の始末確認など、日常生活の基本的な注意・警戒を忘れないこと。

【近付かない】

いかがわしいと判断される場所、暗がりや人通りの少ない場所など、自分で危険と感じる場所には近付かないこと。

【動きを読まれない】

通勤や買い物の道順など、ワンパターンになりがちですが、誰かに見られていることを意識しつつ、その行動様式をランダムに変更して、動きを読まれないことも平素からの防犯対策の一つです。

【怠らない】

日本とは異なる海外に住んでいる緊張感を保持し、平素から警戒を怠らないこと。

(イ) 日本人として理解しておきたいこと

毎年日本から海外へ出かける日本人は1,700万人にのぼり、およそ国民の8人に1人が海外へ出かける時代となりました。しかし海外が身近になったことに伴って、海外で日本人が巻き込まれる事件・事故は残念ながら世界各地で多く見られているのが現状です（ウクライナへは、平成23年中に7,700人程度の日本人が渡航しております）。

ウクライナで懸念される事例としては、主に外国人をターゲットにした襲撃事件や強盗事件、警察官・国境警備職員による、若しくはこれになりすました者等によ

る恐喝事件があります。スリや置き引き等の窃盗、詐欺等多発しています。

また白人の比率が高いウクライナでは、アジア系人種は意識するとしないとに拘わらず目立つ存在（とりわけ、中国人に対する暴行事件が多く、同じアジア系である日本人が被害に遭わない保証はありません。なお、当国の対日感情は、他のアジア諸国に対するものに比べて、良好であると云われています。）であり、また日本人は裕福であるとの先入感から、犯罪者に狙われる可能性も否定できません。

また我々日本人は、伝統的に思い遣り、相互扶助の精神を大切にする、心優しき国民性を有しています。その親切さを逆手に取った犯罪も少なくありません。

（ウ）過去の事例から学ぶ一般的安全対策（別添「事件・事件事例」参照）

ここでは、日本人をターゲットにした過去の事例について見てみましょう。

まずは、個人の生命及び身体の安全に関する被害事例についてです。過去には日本人をターゲットにした空き巣、押し込み強盗なども発生していましたが、これらの犯罪は最近、見られなくなる一方で、外国人である我々を狙った暴行・傷害・強盗事件は依然発生しております。

例えば、一人歩きの邦人に対し、複数の犯人が突然ビール瓶で後頭部を殴打したり、手拳で頭部や顔面を殴打し、倒れ込んだところを足蹴りするなど、一歩間違えば重傷に及ぶ暴行を加え、さらに金品を強取する事例がありました。

「こうすれば絶対に安全」という対策手段は存在しませんが、安全の基本、つまり、単独行動を出来るだけ避けること、暗がり避けること、危ないと思ったら即座にその場から離れることについては、日本に滞在しているとき以上に神経を振り向ける必要があるといえます。

個人の財産に関する被害事例では、駐車中の車内に置いていた財物の窃盗被害のほか、地下鉄駅、混雑したスペースにおけるスリ、レストランなどでの置き引きなども発生しております。

（2） 注意すべき特異案件

（ア）財布落とし

ウクライナでよく見かける犯罪手口の一つに「財布落とし」があります。この犯罪は人間の親切さを逆手に取った犯罪であり、そのパターンとしては概ね、

- ① 自分の前を歩いている人物が財布、若しくは札束を落としたので、親切心からこれを拾い上げて落とした人に手渡すと、逆に「財布の中身が減っている」、「現金が抜き取られた」、「落としたものがまだほかにもあった」などと抗議を受けて、弁償を求められるもの、さらにはバックの開披を求められ、中から現金をひったくっていくもの。
- ② 通りを歩いていた者から「財布を拾った。山分けしよう」持ちかけられ、現金を山分けして別れた後、財布の所持者を名乗る男が現れて全額の返済と警察への口止め料として更にお金を要求されるもの。また、山分けをしなく

とも、財布の所持者が現れて、確認のため自分の財布を見せてくれなどと要求され、あまりにしつこいので財布をみせると、そのスキをついてカードや現金を抜き取るもの。

- ③ さらに巧妙な手段としては、財布を拾った男に話しかけられているところに所持者が現れ、意図的に騒ぎを大きくし、困惑しているところに制服を着た警官らしき男が現れて、自分の身分証と財布の中身が確認され、解放後、気づいてみると自らの財布から紙幣が抜かれているもの。

があり、全く油断できません。

『財布落とし』への対策としては、こうした類の輩を一切相手にしない、関わらないということ（無視すること）が肝要です。参考までにこれまでの被害者はいずれも男性であり、ロシア語もしくは英語が堪能であることが特徴的です。ウクライナの習慣・風俗に疎い外国人をターゲットにしている可能性も指摘されています。

（イ）外国人襲撃事件

最近特に懸念されている事象が、愛国者やネオナチ、スキンヘッドと呼ばれる外国人嫌いを背景とする若者による集団暴行事件です。キエフのみならず、ウクライナ各都市で発生しており、一見して外国人と分かるアフリカ系、アジア系、アラブ系などが主なターゲットとされています。（被害者はそのほとんどが男性であり、被害者が女性の場合は、言動によるハラスメントが主流です。）

犯行場所は、主に地下鉄駅周辺、マーケット、広場、大学敷地内などが多く、その手口は極めて残忍であり、少数のターゲットに集団で且つ容赦なく襲いかかるものです。

時にはビール瓶や鋭利な凶器を用いる場合も少なくなく、死に至る、若しくは重傷を負うケースが少なくありません。

またこの事件は「外国人嫌い・排斥」を目的としていることから、犯行グループは衆人環視の中でも堂々と犯行を敢行し、また比較的明るい時間でも犯行を躊躇しないという特徴点があります。

こうした事件に巻き込まれないためには、目立つ服装や周囲の関心を引く言動を控えること、夜間の一人歩き、人気の少ない通りを避けること、若者などがたむろする場所には近付かないことが肝要といえます。

なお、日本人が被害に遭った集団暴行事件は、過去7年間で9件が報告されています。

この中には、暴行を加えた上金銭等にはあえて手を触れず、旅券のみを奪取し棄損したもの、日本人であることを確認して犯行に及んだ事例もあります。



これまで日本人が被害にあったケースは独立広場、フレッシュパーク通り、オペラ座周辺、シェフチェンコ公園などキエフ市の中心部において、特に週末の夜間に多く発生しています。

暴行の手段は時にはビール瓶を用いるなど凶暴で、生命に関わる重傷に至るケースもみられます。被害者側が複数で行動している場合には犯人側はこれよりも多い人数で犯行に及んだり、被害者側が様々な人種で構成されたグループの場合には有色人種だけに暴行を加えたりしています。

(ウ) 恐喝事件

この種の事件は、過去の事例を顧みますと、時と場所を選ばず、また犯行は複数の人間により敢行される場合が多く見られます。犯行前には、跡を付けられていたケースも少なからずあります。多額の現金を両替する場合、高額物品を購入する場合等は、友人や会社の同僚など複数で行動することも一考です。

(エ) スリ

これまで当地で日本人が最も多く被害に遭っている犯罪は、スリです。被害に遭われた方から話を聞きますと、それぞれ厳重に保管していたようですが、気付いたときには被害に遭っていたというパターンが一般的です。

被害に遭う方達の多くは、ズボンの後ろポケット、ジャケットの内ポケット、ショルダーバック内に貴重品を入れており、多くのケースでは、人混みの中、数人に囲まれて身体に触れられた記憶が残るのみで、その犯行手口は、極めて巧妙です。

ウクライナにおけるスリ被害の場所は地下鉄が最も多く、次いで市場、レストラン、広場、劇場です。

(オ) 車上狙い

車の外部から容易に見て取れる車内シート上に所持品を置いておくことは、ここウクライナだけの話ではなく、日本でも、世界でも同様に、充分留意しなくてはなりません。どうしても車内にもものを置いておかななくてはならない場合には、外部から見えないトランク内にしまうなどの注意が必要です。

(カ) 不良警察官・国境警備隊員による恐喝・不当な要求

ウクライナでは、極めて残念なことですが、公務員が自らの業務遂行に関して不当な言い掛かりを付け、金銭を要求するケースが存在します。こうした事情は本来あってはならないことなのですが、一部の公務員、公共交通機関の乗務員の中には、不届き者が存在しています。例えば、その法の違いや無知を期待して、警察官が職務質問で、旅券や外国人登録に不備があると指摘し、「警察署へ行くか、ここで罰金を支払うか」と賄賂を要求してくるケースです。勿論ターゲットは外国人です。

こうした要求がなされた場合、相手の所属・氏名、法律違反の内容と罰金の根拠を毅然とした態度で問い質して確認し、その場での罰金要求には応じないことが肝要です。また、陸路における出入国の際には、国境警備隊員や鉄道乗務員、税関職員から言いがかりを付けられて現金を要求され、あるいは恐喝されることが多数報告されておりますので、特に注意が必要です。

(3) 一般的防犯対策

ウクライナの人々は、一般的には穏やかで親切な方達が多いのですが、犯罪者は極めて巧妙若しくは凶暴です。日常の起居、買い物や散策などの際にも、周囲の状況に留意しつつ、油断せずに行動することが必要です。

また、新聞やインターネット、テレビ、ラジオなどから犯罪に関する情報を収集し、平素から関心を高めておくことも重要な要素といえます。

以下の諸点は、当地滞在にあたっては、特に留意すべき点です。

- (ア) 暗くなってから一人歩き、人気の少ない通りは避ける。
- (イ) 街中で不穏な若者集団が目についたら、すぐにその場から離れる。
- (ウ) 平素から身だしなみは、出来る限り、小綺麗にしておく。
- (エ) 貴重品、多額の現金は持ち歩かない。レストラン、バーなどでは、財布や貴重品は肌身離さず所持しておく。
- (オ) 自分の荷物から目を離さない。
- (カ) 列車内や遊興場所では、人から飲物等を勧められても安易に飲まない。
- (キ) 住居、ホテルのドアは、相手を確認できない場合には絶対に開けない。他人を部屋に入れる時（運送業者や修理人等）、高価で珍しい物品等は目に付かない措置を講じておく。
- (ク) エレベーターは一人で乗るように努め、場合によっては見送る。
- (ケ) 所謂“白タク”は利用しない。
- (コ) 公共交通機関等の人混みの中では、所持品若しくは着衣内に保管するパスポートや現金等の貴重品を盗まれないよう特に注意する。

(サ) 自分のスケジュールや家族構成等を不必要に他人に教えない。(当地で発生した日本人を被害者とする空き巣、押し入り強盗は、いずれも犯人が被害者の個人情報について知っていた形跡があります。)

(シ) 通勤、習い事や散歩等の毎日の行動・経路、家を出る時間を随時変える。

(ス) クレジットカードを無効にする際の連絡先は、財布とは別に保管しておく。

(セ) 制服を着ているからという理由で警察官を信用しない。

警察官が自宅を訪問した、若しくは道端で声を掛けられたなど、警察官と接触した際には、身分証明書の提示を求め、所属・氏名等を確認してから対応する。

(ソ) 万が一被害にあった場合には、多少自信があっても不用意に抵抗せず、大声を上げ、周囲に助けを求める。

(4) 住居安全対策

住居を選ぶ際には、立地条件、快適な設備を求めるのは当然ですが、ここは海外であり、より安全性を追求した選択が必要です。

また慣れ親しんだ習慣もありましょうが、より油断・隙のない生活が必要不可欠です。以下に掲げるのは注意すべき点の一例です。

(ア) 安全な住居の選定

建物入口に警備員又は管理人の常駐がある、鉄柵、鉄扉がある、暗証番号付きの鍵があるなどの建物への出入が管理されていることに加え、自宅扉は鉄製で覗き窓がある、鍵も複数付いている。階段の踊り場には照明がある、ドアフォンが付いているなどの設備面も充分検討する。

(イ) 鍵の交換

新たにアパートを賃借する場合、自宅入り口扉の鍵は全て必ず交換すること。以前の入居者等から流出した合鍵を使い、空き巣に入られた実例が存在します。

(ウ) 警備員等とは適度なコミュニケーション

建物の入口に警備員又は管理人が常駐している場合、良好な人間関係を築く一方で、自宅近隣の状況についても聴取、情報収集する。

但し、気を許し過ぎること（個人情報や休暇日程等）は禁物。彼らが外部に通じている可能性は否定できません。

(エ) エレベーターでの注意

エレベーターを利用する時は、同時に乗り込んでくる人物に充分注意する。不審を感じたら、一回エレベーターを見送ることも必要。

(オ) 来訪者への対応

家の玄関の扉を開閉する際には、ドアフォン、覗き窓等で相手を確認してから、対応し、見知らぬ来訪者には対応しない。

(カ) 低層階対策

自宅がアパートの低層階若しくは近隣の建物からの侵入が容易と判断できる場合には、窓に格子を取り付ける、強化窓を設置するなどの対策を検討する。

(キ) 良い家主を選択

住居の防犯対策の強化には、理解ある家主を見つけることも重要な要素です。

また生活環境の向上という点でも、例えば電気・ガス・水道など生活インフラの不調、修理のほか、自宅備付けの家具や家電製品の取り替えなどの問題が生じた場合、その克服に大家の人の力が大きな影響を及ぼす場合があります。住居選定要素の中にはこうした要素も一つの選択肢として考えておくこと。

(ク) 短時間の外出も要注意

ゴミ出しや買い物など、短時間の外出でも施錠することはもとより、カギ掛けを忘れがちな浴室やトイレの窓等も、施錠の確認を確実に行うこと。

「ちょっとだけだから」という油断が、危険を招き寄せる場合があります。

(ケ) 休暇時の注意

長い間郵便受けに配達物を溜めた状態にしておくと、留守宅であることを自ら泥棒に知らせてしまう結果となるため、長期間留守にする時は、知人に定期的に回収して貰うなどの措置を講じること。

(5) 犯罪被害に遭った場合の措置

犯罪の被害に遭った場合は、直ちに警察に通報して被害届を提出するとともに、大使館へも一報下さい。

警察では、被害状況を明らかにするための被害届を提出し、同届受理証明を受領して下さい。また怪我の状況によっては、病院の手配などが必要な場合も想定されます。

また犯罪被害、交通事故に遭った場合は、警察官を呼ぶだけでなく、事後の捜査に資することを目的として、可能な範囲で目撃者を確保すること、被疑者・加害者の人数・人相着衣等の特徴を記憶しておくこと、逃走方向を確認しておくことなどにつ

いても留意して下さい。こうした事態に陥った時に備えて、いつでも連絡が可能となるよう、携帯電話は常に身につけておくことが不可欠です。

(ア) 被害現場を管轄する警察署への届出

ウクライナでは、緊急電話番号「102」が日本の「110番」です。あらかじめ自分の行動範囲を管轄する警察署の電話番号を調べておくとい良いでしょう。

(別添「キエフ市内警察署電話番号一覧」参照)

(イ) 盗難被害時の必要な措置

旅券や身分証明書等が盗まれた場合には、警察署が発行する盗難（紛失）証明書が必要です。再発行までの間、これが身分証明書代わりになるほか、出国の際にも無くした証拠として提示する必要があります。

(ウ) 負傷を伴う被害

警察での被害届の証拠として、さらには後の保険請求手続きに必要となりますので、病院で診察を受けた場合には、診断書を必ず受領して下さい。

(エ) 大使館への通報

思わぬ事故・事件に遭遇し、自力での解決が不可能な場合には、在ウクライナ日本大使館に連絡・相談下さい。

(6) 加害者となった場合の措置

犯罪・交通事故等の加害者となり、警察に逮捕、拘禁された場合には、大使館への通報を警察官に要請して下さい。当大使館では、

- 逮捕された本人との面会・連絡
- 弁護士や通訳に係る情報提供
- 留守宅家族との連絡、支援

などの援護を行います。

(7) 自動車運転免許証

日本の運転免許証を有する者が、入国後3ヶ月を超えてウクライナで運転するためには、当地運転免許証を取得する必要があります。また、日本の公安委員会が発行する国際運転免許証は、当地では使用できません。その理由は、日本が1949年9月19日の道路交通に関する条約（通称ジュネーブ条約）に参加し、ウクライナが批准する1968年11月8日の道路交通に関する条約（通称ウィーン条約）に参加していないためです。こうした国際法上の異なる条約を批准していることから、当地で自動車を運転するためには、当地の運転免許証を取得する必要があります。なお、ウクライナの運

運転免許証の取得に関する具体的な手続きについては、当地交通当局によると、以下のとおりです。

- ① ウクライナに入国した日本人は、その入国の日から3ヶ月以内であれば、日本の運転免許証で運転できる。(ウクライナ語翻訳文を付ける。)
- ② ウクライナの運転免許証を取得しようとする者(日本の運転免許証所持者及び新規運転免許証取得者の間に相違点なし)は、筆記試験(コンピュータを使用)、実地試験の双方に合格しなくてはならない。
- ③ ウクライナの運転免許証を取得した場合には、日本の運転免許証は、当局に提出する(返還されない。)
- ④ 受験者は、ウクライナにおいて住所登録(外国人登録)を行っている者であって、同人は運転免許証取得に必要な健康診断書を取得(病院に運転免許取得用の指定様式あり)する必要がある。
- ⑤ 日本人の運転免許試験の手続きは、キエフ中央運転免許試験場(MREO No.2)でのみ行われる。

(8) 交通事故対策

(ア) 交通事情

ウクライナは、日本とは異なり、車優先社会です。交通インフラも、そのマナーも良いとは言えず、自動車はどこから飛び出てくるか(歩道走行、対向車線走行等)見当のつかない場合も少なからず認められます。

また、酒気帯び運転や整備不良車両も相当数あるといわれており、如何に自分が気をつけて運転若しくは歩いていたとしても、予期せぬ事態に巻き込まれる可能性は否定できません。さらに冬季の路面凍結状態でも、夏タイヤのまま走行している車両があったり、道路工事現場を明示的に示していない場合や、さらにマンホールの蓋が開いたままの状態も散見され、十分な注意が必要です。

交通警察官の取締は至る所で行われており、中には賄賂目的で狙い嫌がらせ的な取締りを行う不良警察官の例も報告されています。

(イ) 交通事故を起こした場合

事故を起こした際には、警察官が現場に臨場し、見分が終了するまで、事故現場から車両を動かすことが出来ません。さらに車両損害の補償等は10対0になるケースが殆どであり、相手方が悪かった場合においても、相手方が保険未加入であったり、支払い能力がない場合があるため、万が一に備え、相手に非があっても自らの車両を保険で保証できる自動車車両保険に加入することを強くお勧めします。

事故を防ぐ対策として以下の諸点に留意して下さい。

- 目的地や道路状況をよく調べ、不慣れな道は走行しない。
- 歩道及び対向車線に対しても注意を払う。

- 車両の事前点検を行い、事故の原因をつくらない。
- 冬季はスピードを抑え、車間距離を充分確保する。
スタッドレスタイヤを確実に使用する。
- 夜間や雨天時等、視界が悪い条件下では、慎重に運転する。
- 歩道を歩行中でも周囲に配慮する。

(ウ) 事故時の対応

- (a) 負傷者がいる場合には救護にあたる。救急車を要請する。
- (b) 事故の目撃者を確保して、警察官到着後の証言を依頼する。
- (c) 相手の車の番号、免許の有無、氏名、住所、連絡先、勤務先を必ず控える。
- (d) 相手が加入する保険会社の連絡先、保険の種別を確認する。
- (e) 警察官を要請し、現場見分に同道し、事故証明の発給を受ける。見分を行った警察官の氏名、所属などもメモしておく。

(9) テロ情勢

ウクライナは中東・欧州バルカン半島・南部ロシアを結ぶ地理的条件に加え、経済的・社会的混乱に乗じた不法移民者の流入も多く、テロに係る国際的資金が地下で活発に行き来しているテロリスト達の通過点であり、地政学上無視できない地域の一つとの評価が見られます。

こうした中、2005年1月には、テロ関連容疑で国際手配されていたアルジェリア人がウクライナ国内で拘束されており、こうした事情から、当国治安当局は、危険視されるイスラム過激主義を信奉する人物や団体等について、その対策を構築しています。またウクライナはイラクへの軍事的支援を継続し、米国支持の姿勢を維持していることから、テロ攻撃対象となる可能性が否定できない地域でもあります。

3. 出入国及び滞在上の留意事項

(1) 出入国手続き及び査証

- (ア) 2005年8月1日以降、ウクライナに入国する日本人は、90日以内の短期滞在目的であれば査証は不要（ウクライナ側の一方的措置）となりました。また、ウクライナ政府は2011年12月25日に新たな法律「外国人及び無国籍者の法的資格」を発効させる等し、長期滞在査証及び在留資格に関する手続きを改訂しました。同法律等によると就労、留学等長期滞在の場合は予め在日ウクライナ大使館等で査証を取得して入国の上（空港での査証取得はできません）、居住区の入国管理局（別紙）において当該査証を一時在留証明書に切り替える手続き等を行うこととされています。

なお、入国査証を取得せずにウクライナに入国・滞在できるのは、2012年2月15日付ウクライナ内閣第150政令「滞在期間の延長（長期）及び滞在期間の延長及び短縮（短期）」を根拠とし、初めてウクライナへ入国した時点から180日の間に、90

日間まで滞在することが可能とされています。

- (イ) 出入国審査では、2001年8月から出入国記録用紙（入国カード）の提出が義務付けられておりましたが、2010年8月2日付ウクライナ法務大臣命令により、入国カードの記載、提出の義務はなくなりました。

(2) 16歳未満のお子さんを国外へ伴う場合の留意事項

- (ア) ウクライナでは、政令により、16歳未満の子供がウクライナを出国する場合、両親（扶養者）又は後見人が共に出国する、若しくは共に出国できない場合には、両親又は後見人の同意を必要とし、その同意に基づき全権を委任された付添人が子の出国に同行することが求められています。

- (イ) ウクライナ国境警備庁は、当該政令に基づき、両親のうち、その片親が子供を国外へ連れ出す場合、その片親が、そのもう一方の親の承諾を得ていることを示す書類をウクライナ国内の公証人事務所において予め作成・所持し、併せて子の出生証明書を出国時に審査官（国境警備庁職員）に提示する必要があるとしております。

- (ウ) 子供を国外へ連れ出すに際するウクライナの法規制については、ウクライナ国籍を有する者のみに適用されるため、外国籍の子供を連れ出すことについては、法の規制はありません。よって両親の双方が日本人である子供（日本国籍のみ）が、その片親と国外に出る場合には、問題視されることはありません。なお、必要書類を提示できない場合には、子供がウクライナからの出国を認められなくなりますが、その片親が必要書類を提示できなかったからとの理由で、誘拐などの刑法犯罪に問われることはありません。

- (エ) 上記規定に関する法的根拠は、ウクライナ国籍法及び「ウクライナ国籍者の入出国規定の改正に関して」（2007年7月11日付、ウクライナ閣僚会議法令No. 932）を参照下さい。

(3) 路上での飲酒行為の禁止

- (ア) ウクライナ行政法典第178条及びウクライナ法「エチル・アルコール、ブランデー・アルコール類、果実由来アルコール類、単純アルコール類、タバコ類の生産及び取り扱いについて」（2010年3月3日改正）を根拠として、公園や路上など屋外（レストランやバーなどを除く）での飲酒行為が禁止されています。

- (イ) この法律では、ウォトカやコニャック等強いアルコール飲料のほか、ビールを含む弱アルコール飲料についても、当該法律に基づいて、公園や路上など屋外での飲

酒行為が禁止の対象となっています。

(4) 税関申告

- (ア) 外貨、現地通貨、高額商品や美術品等の持ち込み、持ち出しにあたっては税関申告が必要となります。
- (イ) 外貨の持ち込み総額が1万ユーロ相当額以下の場合は、基本的に申告の必要がありません。それ以上の場合は、所持している外貨について正確に税関申告し、申告書に確認印を受け、出国まで保管しておく必要がありますので、紛失しないよう注意してください。
- (ウ) 価格200ユーロ以上、もしくは重さ50kg以上の物品の持ち込みに際しては、税関申告を必要とし、当該物品の価格の20%及び付加価値税の支払いを伴います（ウクライナ関税法第7条）。ただし、当該物品が個人の使用に供されるものである場合には、申告の対象となりません。
- (エ) 500グラム以下の貴金属（金塊、コイン、宝石類等）については、税関申告をすれば出入国が可能（2008年6月11日付中銀による命令）ですが、関税をかけられる場合があります。例えば、自分が平素から身につけている貴金属類については、課税の対象となりませんが、明らかに贈り物として持ち込まれた貴金属類や客観的に見て、自己の装飾品とは認められないもの（税関職員の判断）については、申告を求められ、当該貴金属類価格の20%の税金を課される場合がありますので、注意が必要です。
- (オ) パソコンやビデオ等比較的高価な電化製品等を所持している場合、関税をかけられる場合があります。例えば、税関職員をして自己の所有物の範疇ではないと見なされ、明らかに贈り物として持ち込まれたと認められるパソコンやカメラ等を所持している場合には、課税される場合がありますので注意が必要です。
- (カ) アルコール類等については、ウォッカ、ウィスキーは1リットル、ワイン2リットル、ビール5リットル、タバコ200本を超える場合には、課税の対象となり、申告が必要となります。
- (キ) 入国時に税関申告をした方は、出国の時点で所持している現金等を税関申告書に明記し、審査を受けます。入国時と同じ要領で税関申告書に記入し、税関窓口で入国時の税関申告書、パスポート、航空券と共に検査官に提出してください。
- (ク) 出国時の持ち出し外貨が、入国時の持ち込み外貨より多い場合は、銀行の取引明

細書等、所持外貨の増えた正当な理由を立証する書類を提示する必要があります。

(ケ) 古美術品（1945年以前のもの）は持ち出し禁止です。それ以外の美術品の持ち出しについては文化省の許可が必要です。市中で骨董品を購入した場合は文化省による証明書を売り主から受け取っておく必要があります。

(コ) その他持込み及び持出しが認められていないのは、銃器・薬物等の禁制品のほか、劇薬、放射性物質、人種差別や大量殺戮の宣伝等を内容とした印刷物等です。

4. 医療事情

一般に医療水準は低く、衛生事情も良くありません。

英語の通じる欧米系外来クリニックはありますが、医療設備・従事者、サービス、術後感染などの観点から、現状では風邪や腹痛などの軽い症状での受診、小手術及び緊急時の入院以外の利用には適しません。

精密検査や待機手術は本邦または先進国で行うことをお勧めします。緊急移送の可能性も考慮して海外旅行傷害保険等に参加しておく事を強く勧めます。

医薬品に関しては、入手が極めて困難なものもあり、偽造医薬品や期限切れの薬品も多く出回っていますので注意が必要です。なお、外国人に適用される保険制度はありません。受診可能施設に関しては、＜キエフの主な病院＞をご参照下さい。

(1) かかりやすい病気

経口感染症では食中毒・A型肝炎・感染性胃腸炎、呼吸器感染症では冬季のインフルエンザ・気管支炎、結核等が主ですが、この他に肝炎（B型、C型）・HIVのキャリアーや性感染症の増加が報告されています。長期滞在される方は、予防接種として破傷風、肝炎（A型、B型）地方によってはジフテリアを本邦で済ませておくことをお勧めします。

(2) 健康上心がけること

(ア) 食料品

春から秋に食中毒様の症状を訴える症例が散発しますので、特に水や生ものには注意が必要です。また放射能汚染の影響への懸念もあることから、汚染が蓄積しやすいキノコ類、ベリー類、畜産製品の購入には生産地を考慮する必要があります。

(イ) 飲料水

水道水については、病原体の混入、配管の老朽による鉄や鉛の過剰混入が認められています。濾過した水をさらに沸騰させたり、市販のミネラルウォーターを飲用することを勧めます。

(ウ) 大気汚染

急激な自動車の増加による渋滞、これに伴う排気ガスのため異臭がしたり、スパイクタイヤによる石畳の粉塵のため、呼吸器を痛めることがあります。

(エ) 長い冬

冬季は寒く乾燥してインフルエンザが流行しやすくなります。外出時の防寒は勿論のこと加湿器の使用、日頃の体力保持、うがいや手洗いの励行が重要です。長く陰鬱な冬は鬱状態になる可能性もありますので、気分転換を図る工夫が必要です。

5. 緊急事態の備え

(1) 平素の心構え・準備

(ア) 連絡体制の整備

- 大使館へ在留届を提出して下さい。

3か月以上の滞在を予定されている場合は、最寄りの日本大使館・日本総領事館に「在留届」を提出することが、「旅券法」で定められています。

「在留届」は緊急事態が発生した際などに、皆さんの安全を確保するための大切な資料となります。また、転居や電話番号の変更などや帰国の際にも届け出て在留届を常に最新の状態にしておいて下さい。

なお、当館では、在留邦人の皆様が在留届に記載したEメールアドレス宛に、治安・安全情報の提供を行っております。

- 緊急事態はいつ起こるとも限りません。予めそのような場合の家族間、企業内での緊急連絡方法につき決めておいて下さい。

- 緊急事態発生の際には、情報提供、安否確認、避難等のため当大使館より在留届などを元に、電話、FAX、Eメールなどを通じて連絡します。

- 電話回線等が使用できなくなる場合には、当大使館短波FM無線機あるいはNHK海外放送により必要な連絡を行うことがありますので、短波、FM受信可能なラジオ（電池の準備もお忘れなく）を購入しておくことをお勧めします。当大使館からの救急時の短波FM無線放送連絡の周波数は、81.3Hzです。

(イ) 一時退避場所及び緊急時退避先

○ 一時退避場所の検討

内乱等による戦闘、騒乱に巻き込まれる可能性を念頭に、常に周囲の状況に注意を払い、情報を収集し危険な場所に近づかないことを心がけてください。

巻き込まれそうになった場合のとりあえずの退避場所について、常日頃から頭

に入れておくことが重要であり、自分がどこにいるか（勤務先、通勤途上、自宅等）、自分がどのような事態に巻き込まれそうか等幾つかのケースを予め想定して各自の一時退避場所を検討しておいて下さい。

その際の退避場所は、外部との連絡可能な場所を検討して下さい。

○ 緊急避難先

当大使館からは、緊急事態発生時の状況に応じて、場合により緊急時避難先への集結を指示することがあります。緊急時退避先は、当大使館領事部待合室（Muzeiny lane 4）、若しくは大使公邸（bul. Shevchenko 29）としております。その退避先の位置を確認し、そこに至るルートにつき幾つかのケースを想定して検討しておいて下さい。

（ウ）緊急事態における携行品等、非常用物資の準備

- 旅券、現金、貴金属等最低限必要な物は、直ちに持ち出せるよう予めまとめて保管しておいて下さい。
- 緊急時には一定期間自宅での待機を指示することもありますので、非常用食糧、医療品、燃料等を日頃から10日分程度は準備しておくことをお勧めします。

（2）緊急時の行動

（ア）心構え

緊急事態が発生し、または発生する恐れのある場合、当大使館は、皆さん邦人の方々の保護に万全を期するため、関連情報収集及び情勢判断、各種対策を講じつつ、皆さんへ随時通報します。皆さんは、常に平静を保ち、噂に惑わされたり、群集心理に巻き込まれることのないよう注意して下さい。

緊急事態発生の際には、お互いに助け合って対応に当たります。当大使館から在留邦人の方々に種々の助力をお願いすることがありますが、御協力願います。

（イ）情勢の把握

緊急事態発生の際には、在留邦人の方々各自が現地、海外報道、衛星放送テレビ等の視聴による情報収集を心掛けて下さい。

・ラジオ・ジャパン（NHK海外放送）

【参考】	09:00-11:00	11710kHz
	18:00-20:00	6175kHz
	21:00-22:00	11970kHz
	00:00-01:00	6115kHz

※ 詳しくは <http://www.nhk.or.jp/nhkworld/index-j.html>にて確認下さい。

(ウ) 大使館への通報等

- (a) 在留邦人の方々の安全に関する情報を入手した場合、大使館へ通報して下さい。
その他の在留邦人の方々にとっても貴重な情報となります。
- (b) 自分や自分の家族又は他の邦人の生命・身体・財産に危害が及び又は恐れがあるときは、迅速かつ具体的にその状況を大使館にお知らせ下さい。

(エ) 国外への退避

- (a) 事態が悪化し、各自又は派遣先の会社等の判断により、あるいは当大使館の勧告により、または自発的に帰国、第三国へ退避する場合、その旨を当大使館へ通報して下さい（当大使館への連絡が困難である場合は、日本の外務省邦人安全課等へ通報して下さい。）。
- (b) 当大使館が「退避勧告」を発出した場合、一般商業便が運航している間は、可能な限り早急に国外へ退避して下さい。一般商業便の運航がなくなった場合、あるいは満席で席が取れない場合等には臨時便の利用、或いはチャーター便の手配の検討（これらの利用にあたっては通常は片道エコノミー正規料金の支払いが必要となります。但し後払いも可能です）、また状況によっては、陸路、海上のルートを利用して退避することが必要となることもあり得るので、こうした事態に至った場合は当大使館の指示に従うようにして下さい。
- (c) 事態が切迫し、当館が皆さんに避難のための集結を通報した場合には、指定した緊急時避難先（当館領事部待合室若しくは大使公邸）に集結して下さい。
その際、暫くの間、同所で待機する場合がありますので、可能な限り、非常用物資（別紙「緊急事態に備えてのチェックリスト」参照）を持参して下さい。
他方、生命、身体の安全を優先するため、携行荷物は必要最小限にして下さい。
なお場合により、当大使館にて同避難先への交通手段をアレンジすることもあります。
- (d) 当大使館が想定する国外退避ルートは、以下の通りです。
- ・ 空港：キエフ・ボリスポリ空港から空路（通常便又はチャーター）でフランクフルト等の西欧諸国都市へ
 - ・ 陸路：キエフからバス等の交通機関を使用し、ポーランドを経由してドイツ又はオーストリアへ
 - ・ 陸路及び海路：キエフからオデッサ港までバス等の交通機関を使用し、オデッサ港から船舶でトルコへ

(3) 原子力発電所関連

ウクライナでは、4 発電所（リブネ、フメルニツキー、ザポロージェ、ユジノウク ラインスク）が稼動しております。

毎年、特に春先に、1986年に大惨事となったチェルノブイリ原発 4 号炉から放射能 がまた漏れたなどの噂が流れますが、これについては根拠がありません。

但し、春先の乾燥時に泥炭を含む土壌が相まって、チェルノブイリ原発周辺の森林 火災が発生することがあり、消防車がかけつけることがありますので、これが誤解を 招いている可能性があります。破損した同 4 号炉は現在、石棺と呼ばれる建物に覆わ れています。これを補強するために、これを更に上から被う新シェルターの工事が進 められていますが、工事の遅れ、資金問題等により、2014年時点では、完成は2017年 にずれ込むとされています。

なお、同原発敷地にある 1 号炉～3 号炉については、すでに2000年までに運転が終 了されており、2008年夏までに、これらの原子炉から放射性燃料が全て取り出され、 同原発敷地内の保管庫に貯蔵されています。

(ア) 放射能に関する一般的知識

原子力発電所から事故発生時に放出される放射性物質は大気中で拡散されて移動 しながら少しずつ地上に降下します。大気中に放出された放射性物質は風下に流れ、 拡散しますので、周辺地域での濃度は低くなります。放射性物質からの被曝には、 外部被曝及び内部被曝の二種類があります。

外部被曝は、空気中の放射性物質（放射性希ガスや粒子状の物質）がひとの体の 外側から放射線を照射することにより起きるものです。しかし、放射線は体内には 残留しません。

一方、内部被曝は、ひとが大気中の放射性物質を呼吸により吸引するか、もしくは 放射性物質に汚染された飲食物を摂取することにより体内に取り込まれた放射性 物質から放出される放射線が、体内の臓器を照射することにより起きるものです。

比較的知られている内部被曝の例としては、チェルノブイリ事故により放出され た放射性ヨウ素が、呼吸、葉菜の摂取、牛乳の摂取によりひとの体内に取り込まれ、 甲状腺へ蓄積し、その放射線被曝の影響で、通常100万人にひとりと言われる小児 の甲状腺がんが多発したことが挙げられます。

(イ) 平素から気を付けること

万が一の事故に備え、普段から海草類を十分に摂取しておくのが一つの方法です。

特に小児は甲状腺の新陳代謝が成人より早く放射性ヨウ素の影響が出やすいの で、短期集中ではなくて日頃から海草類を食べさせておくことが良いでしょう。

他に、工業生産されたヨウ素剤を緊急措置として服用する方法もあります。これ については、政府機関ないしはお子様の学校からの指示に従って下さい。

(ウ) 緊急時の対策

(a) 屋内退避

関係官庁もしくはテレビ、ラジオなどからの情報に従い、必要に応じて以下の対応をして下さい。

- 屋内に留まる
- 外気の流入の防止（窓、扉の閉鎖、目貼り、換気扇、空調の閉鎖等）
- 屋内貯蔵飲食物を努めて摂取するようにする。

(b) 屋外に出る必要がある場合は、身体表面が放射性物質により汚染されないよう手袋、靴、衣服、帽子を着用し、帰宅時には手、顔、頭髪を洗浄して下さい。

（水道水自体が汚染されている可能性もありますので、事故以前から汲み置きしたものがあればそれを使用して下さい。）

(c) 避難

関係官庁がテレビ、ラジオにより避難勧告を報道した場合には、避難先などについて、その指示に従って下さい。

事件・事故事例

- 短期旅行者が、キエフ市内で深夜、滞在先の友人宅に帰ろうとした際、身分証明書のようなものを提示し、私服警察官であると名乗る2人組の男から旅券を提示するよう要求され、暗がりに連れ込まれて、突然殴られ現金やカメラを奪い取られた。
- 短期の旅行者が、モルドバとの国境を越える夜行列車の中で、税関職員を名乗る車掌から、関税法違反の濡れ衣を着せられ、現金50ユーロを要求された。(現場から大使館へ電話通報あり、制止した。)
- 短期旅行者が、ハリコフ市内の土産物店で物色中、数名の男性に囲まれ、肩に触れられるなど注意をそらされている間に、ズボンのポケットに入れていた財布をすり取られた。
- 短期旅行者が、キエフ鉄道駅の路上でウクライナ人男性から「外貨を交換してあげる」と持ちかけられ100米ドルを渡したところ、横から私服警官を装う共犯の男性が現れて「両替は違法だ」などと詰め寄られている間に、100米ドル紙幣が1米ドル紙幣にすり替えられた。
- 短期渡航者が、地方都市で業務終了後、街の飲食店で同僚らと夕食・飲食をしたが、同僚とはぐれて一人ホテルへ戻る途中、跡を付けてきた男に殴られ、ショルダーバックを強取された。
- 短期商用者が朝、ドニプロペトロフスク市内の商談先に向けて複数で徒歩移動していたところ、若者数人が背後から近付き、アジア人を誹謗する罵声を浴びせつけた後、矢庭に殴る蹴るの暴行を働き、現場から逃走した。
- 短期渡航者が、キエフ市内独立広場地下で、前を歩く者がビニールに入った札束を落としたのを認め、親切心からこれを拾い上げて、同人に渡したところ、「これ以外にも落としたものがあったはず、持っているバックの中を見せろ」と詰問され、その要求に従ったところ、同人は、短期渡航者のバックの中にあった現金数百ドルを驚ぶかみにして、現場から走り逃走した。
- 短期渡航者が、オデッサのホテルに未明チェックインし、休息していたところ、早朝部屋の中でゴソゴソ音がするのを感じたが、疲れから構わずにいたところ、所持品の中から旅券、財布がなくなっていた。後に確認したところ、自室の施錠を忘れていた可能性が高かった。
- 短期商用者が、深夜、仕事を終えてキエフ市内のホテルへ戻り、その後就寝したが、朝起きてみると、部屋の中に置いておいたカメラ等の貴重品、現金等がなくなっていることに気付き、部屋の扉を開けたところ、閉めたはずの鍵が解錠されていた。
- 短期渡航者が、ハリコフ市内を徒歩で観光していたところ、警察官に職務質問を受け、入国カードの滞在場所欄に記載した場所と異なる場所に宿泊していると追及された。その時、所持品検査が併せて行われたが、警察官は何の説明もなく財布の中からお金を抜き取り、その場を立ち去った。
- 知人宅で食事をしていた長期滞在者が、夕涼みをしようと建物の外に出て休息していたところ、不審な若い男性2人から声を掛けられ振り向くと、催涙スプレーを噴霧された。
- キエフ市内に居住する長期滞在者が、仕事を終えて自宅アパートに戻ると、アパートの扉の錠前部分がドリル様のもので完全に破壊され、自宅内から貴重品が盗まれた。
- 短期渡航者が、キエフ市内を妻と2人で観光していたところ、警察官から職務質問を受け、旅券の提示を求められた。短期渡航者は、「旅券は直近のホテルに置いてあるので、すぐに見せる」と申し向けるたが、「警察署に連行する。そこで身柄拘束し、行政処分を待つ。」ととりつく島がなかった。しかし警察官は「50米ドル欲しい」と述べて手を出し、これを支払うと「今後は絶対に旅券を所持するように」と述べて、その場から立ち去った。
- 短期商用者が、キエフ市内のレストランで知り合いと夕食を取っていたところ、着ていた上着を脱いで座席の背もたれに掛けていたが、食事を終えて代金を支払おうと上着内ポケットに入れておいた財布を取り出そうとしたが、財布は既になくなっていたもの。
- 短期渡航者がキエフ市内地下鉄チアトラリーナヤ駅付近を歩いていたところ、目の前にビニール袋に入った札束を落とした者がいたので親切に拾ってあげたところ、「お金が減っている」と叫び立て、仲間の偽警察官を呼び、被害者が持っている財布の中を確認し、現金を奪って逃走した。

緊急時の「ウクライナ語」

注：一部ウクライナ語標記できない文字があります。

また、女性言葉は、若干異なる表現があります。

日本語表現	ウクライナ語表記	発音（カタカナ表記）
助けて！	Д о п о м о ж і т ь ！	ドボモジーティ！
泥棒！	З л о д і й ！	ズローディイ！
強盗だ！	М е н е п о г р а б у в а л и ！	メネ・ポフラブヴァールィ
火事だ！	П о ж е ж а ！	ボジュージャ！
警察を呼んで！	В и к л и ч т е м і л і ц і ю ！	ヴィクリーチィテ・ミリーツィユ！
救急車を呼んで！	В и к л и ч т е ш в и д к у д о п о м о г у ！	ヴィクリーチィテ・シュヴィドク・ドポモーフ！
消防車を呼んで！	П о д з в о н і т ь н у л ь о д и н ！	ボズヴォニーチ・ヌリ・オディン！
痛い！	Б о л я ч е ！	ボーリャチェ！
医者を呼んで！	В и к л и ч т е л і к а р я ！	ウィクリーチィテ・リーカリャ！
お金を無くしました。	Я з а г у б и в г р о ш і	ヤー・ザフビーフ・フローシ
パスポートを無くしました。	Я з а г у б и в п а с п о р т	ヤー・ザフビーフ・パースポルト
交通事故に遭いました。	Я п о п а в в а в а р і ю	ヤー・ポパーフ・ヴ・アヴァーリュ
怪我をしました。	Я п о р а н е н и й	ヤー・ポラーネニイ
病気です。	Я х в о р и й	ヤー・フヴォーリイ
頭が痛いのです。	Б о л и т ь г о л о в а	ボリーティ・ホロヴァ
腹が痛いのです。	Б о л и т ь ж и в і т	ボリーティ・ジィヴィートゥ
熱があります。	В м е н е ж а р	ウ・メネ・ジャーリ
吐き気があります。	М е н е н у д и т ь	メネ・ヌディーチ
耳が聞こえません。	Я н і ч о г о н е ч у ю	ヤー・ニチーホ・ネ・チューユ
私は日本人です。	Я я п о н е ц ь	ヤー・ヤポーニェツィ
私は日本から来ました。	Я п р и і х а в з я п о н і і	ヤー・プリーーハフ・ズ・ヤポーニィ
日本大使館に連絡して下さい。	П о д з в о н і т ь у П о с о л ь с т в о Я п о н і і	ボズヴォニーチ・ウ・ポソーリストヴォ・ヤポーニイ
英語を話せる人はいますか？	Х т о с ь р о з у м і е а н г л і й с ь к у м о в у ？	フトーシ・ロズミーエ・アンフリーイシク・モヴ？

キエフの主な病院

※アルファベット順

Boris (救急、内科、小児科、外科、整形外科、眼科、皮膚科、予防接種)

所在地：小児、内科：55-A, B. Vasilkivska str. (ул. В. Васильківська, 55 А)

総合病院：12a Prospect. Bazhana (Київ пр. Бажана, 12 А) ドニプロ対岸

電話：238-0000

ホームページ <http://www.boris.kiev.ua>

概要：救急体制、専門医が揃った私立総合病院、無休、24時間 救急搬送可

(注) 夜間休日受診時は、電話をしてから総合病院の方へ行く方がよい。通訳必要。

Ishida (産婦人科専門)

所在地：65 Ivana Lepse Boulevard (Бул'вар. Івана Лепсе, 65)

電話：251-2101, 251-2103

ホームページ <http://www.isida.com.ua>

概要：体外受精などの最先端技術も出来る産科・婦人科専門病院。値段が高い。英語対応可

Medikom (外科、内科、整形外科、救急、主に外科系病院)

ホームページ <http://www.medikom.kiev.ua>

1. 入院、一般内科、外科 病棟

所在地：8, Kondratyuka str. (Ул. Кондратюка, 8)

電話：432-8888、

概要：24時間救急に英語で対応できる私立総合病院、無休、24時間 救急搬送可

2. 婦人科、歯科、母親教室

所在地：129/131, Borshchagivska Str. (Ул. Борщаговська, 129/131)

電話：457-0303、453-1414

3. 小児科、ワクチン、耳鼻科

所在地：12-G, Geroev Stalingrada Avenue

(Просп. Героев Сталинграда, 12-г)

電話：464-9639、459-0019

Oberig (小児科、内科、外科、循環器、消化器、予防接種)

所在地：3 Zoologichna street, No.3 corpus V

(г. Київ ул. Зоологическая, 3, корпус "В")

電話：390-0303

ホームページ <http://www.oberigclinic.com>

概要：小児科が充実しており24時間対応可能、最新の検査設備(CT, MRI、血管造影)も備えている。

受付時間 月一金曜日：9-17 土曜日：10-15 日曜日：休

Porcelain (歯科専門)

所在地：10A, Pimonenko (Порцелян на Воздвиженський)

電話：593-7787(88, 89), 482-3679, 239-2590

ホームページ`http://www.dentalporcelain.com.ua

概 要：清潔で設備・技術・価格ともに西欧並みの水準、インプラント治療、英語で受診可

受付時間：月曜日－金曜日：9-21 土曜日：10-17 日曜日：休

緊 急 時 の 連 絡 先 電 話 番 号

火事	1 0 1
警察	1 0 2
救急	1 0 3

海外旅行保険加入のおすすめ

海外旅行中、たとえ万全の注意を払っていても、事件や事故に巻き込まれる可能性はないとは限りません。また、健康に自信があっても、海外では日本と違う環境でのストレスや疲労により、思いがけない病気にかかる可能性もあります。

列車やバスなどの交通事故にも、いつどこで巻き込まれるかもわかりません。

こうした予期できないトラブルに備え、海外旅行保険には必ず加入しておくことをおすすめします。実際、海外旅行保険に加入していなかったために、病気やケガ、盗難被害などにより多額の損害を被った日本人旅行者は数多くいます。

各保険会社が提供するサービス内容に若干の違いはありますが、海外旅行保険に加入することにより概ね次のサービスを受けることができます。

- 病気やケガ（交通事故など）をされたとき
 - ・ 診療費、入院費、緊急移送費など
 - ・ 治療に必要な交通費や通訳雇入費用など
 - ・ 入院後、通常の旅程に復帰するため、帰国するための交通費
 - ・ 救援者（家族等）の渡航、宿泊費用
- 盗難や偶然の事故により携行品が損害を受けたとき
 - ・ 各保険会社の定める範囲内での金銭補償
- 旅行中にあやまって他人にケガをさせたとき（他人のモノを壊したとき）
 - ・ 法律上の賠償責任を負った場合、その損害賠償金（賠償責任保険金額を限度）
- 航空機が遅れたとき
 - ・ 航空機の遅れによって生じた宿泊費、食事代などの自己負担費用（但し限度額設定）

上記サービスの他、最近では盗難などにより現金やキャッシュカードを失い、旅行の継続が困難になった場合、緊急の現金貸付（手配）サービスを受けられるものもあります。詳しい保険内容については、海外旅行保険を取り扱っている保険会社にお問い合わせください。

なお、クレジットカードには海外旅行傷害保険特約のついたものもありますが、保険の限度額やサービス・条件の範囲はカードにより異なりますので、内容をよく確認しておくことをおすすめします。

ウクライナ内務省入国管理局連絡先

ウクライナ政府は2011年12月25日に新たな法律「外国人及び無国籍者の法的資格」を発効させる等し、長期滞在査証及び在留資格に関する手続きを改訂しました。同法律等によると、就労や留学等長期滞在の場合には予め在日ウクライナ大使館等で査証を取得して入国の上（空港での査証取得はできません）、居住区の入国管理局において当該査証を一時在留証明書に切り替える手続き等を行うこととされています。

詳細は下記の各入国管理局にお尋ね下さい。

☆ キエフ市

所在地 ул. Березняковская, 4 Bereznyakovskaya str. 4a
電 話 (044) 271-9373, (044) 271-9395

☆ ハルキフ市

所在地 ул. Римарская 24 Remarskaya str. 24
電 話 (057) 703-5008

☆ ドネツク市

所在地 ул. Челюскентев Пр. 51 Chelyuskentsev str. pl.51
電 話 (062) 301-8463, (062) 382-6386

☆ ドニプロペトロフスク市

所在地 ул. Красная, 2-A Krasnaya sq. 2-A
電 話 (056) 726-5421

☆ リビウ州

所在地 ул. Руданского, 3 Rudanskogo str. 3
電 話 (032) 261-0609

☆ オデッサ市

所在地 ул. Преображенская, 44 Preobrajenskaya str. 44
電 話 (048) 779-4808

【緊急事態に備えてのチェックリスト】

- 旅券等
 - 平素から旅券には6ヶ月以上の有効期間が残存していることを確認しておくこと。
 - 6ヶ月未満となった場合には、当大使館で更新申請をすること。
 - 旅券最終頁「所持人記載欄」は漏れなく記載し、下欄の血液型を確実に埋めておくこと。
 - 外国人登録証明書、滞在許可証は有効で、且つ、いつでも持ち出せる状態にしておくこと。
- 現金、貴金属、貯金通帳等の有価証券、クレジットカード
 - 旅券同様に直ぐ持ち出せるよう保管しておくこと。
 - 現金は家族全員が10日間生活できる程度を、また航空券購入のための外貨、当座の必要なための現地通貨を最低限、予め用意しておくこと。
- 自動車
 - 自動車をお持ちの方は、常時整備しておくこと。
 - 燃料は、平素から十分な量を入れておくこと。
 - 車内には常時、懐中電灯、地図、方位磁針、ティッシュ、飲料水等を備えおくこと。
 - 自動車をお持ちでない方は、近くに住む自動車の所有者と平素から連絡をとり、必要な場合に同乗できるよう相談しておくこと。
- 非常用食糧等（飲料水、缶詰、インスタント食品や保存食、米、パン等）
 - 暫くの間、自宅待機する場合を想定し、予め調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラルウォーターを家族全員で10日間程度生活できる量を準備しておくこと。
 - 避難する際には、インスタント食品、缶詰類、粉ミルク、飲料水を入れた水筒等またミネラルウォーターを携行すること。
- 医薬品：家庭用常備薬、外傷薬、衛生綿、包帯、バンドエイド等
- ラジオ：NHK海外放送（ラジオ・ジャパン）、BBC、VOA等の短波放送が受信できる電池仕様のもの（電池の予備も忘れないようにして下さい）。
- 衣類・着替え（長袖、長ズボン。動きやすく華美なものでないものが望ましい。避難先となる欧州地方は一日の温度差が大きいことから、寒暖差に対応できる服装が望ましい。）
- 履物：動きやすく、かつ底厚、頑丈なもの
- 洗面用具：タオル、歯磨きセット、石鹸など
- その他：懐中電灯、予備バッテリー、ライター、蠟燭、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、可能ならヘルメット、防災頭巾（応急には椅子用クッション）、厚手の帽子

キエフ市内警察署電話番号一覧

(102:警察緊急電話)

【キエフ地下鉄警戒警察署】

所在地: キエフ市ヤロスラフスカヤ通り 30 (24時間) 417-31-14 238-65-40

【キエフ河川警察署】

所在地: キエフ市イゴリフスカヤ通り 9-1 (24時間) 462-48-27 425-20-01

【キエフ空港警察署】

所在地: キエフ市ポヴィトロフロトスキー通り 71 (24時間) 241-26-44 245-99-53

① ゴロシーフスキー地区警察署

所在地: キエフ市ゴロシーフスキー通り 15 (24時間) 525-04-64 525-65-60

② ダルニッツキー地区警察署

所在地: キエフ市コシツィヤ通り 3a (24時間) 572-70-07 572-71-02

③ デスニャンスキー地区警察署

所在地: キエフ市ドゥライゼラ通り 9b (24時間) 515-87-83 546-76-85

④ ドゥニプロスキー地区警察署

所在地: キエフ市チェルヴォノトゥカツカヤ通り 2 (24時間) 559-15-11 559-15-37

⑤ オボロンスキー地区警察署

所在地: キエフ市マリノフスコボ通り 2a (24時間) 418-31-33 418-30-22

⑥ ペチェルスキー地区警察署

所在地: キエフ市モスコフスカヤ通り 30 (24時間) 280-61-18

⑦ ポディルスキー地区警察署

所在地: キエフ市ホリヴァ通り 20 (24時間) 425-24-34

⑧ スヴァトシンスキー地区警察署

所在地: ペレモギ大通り 109 (24時間) 424-03-41

⑨ ソロミャンスキー地区警察署

所在地: キエフ市ポヴィトロフロトスキー大通り 49 (24時間) 275-25-77 275-33-00

⑩ シェフチェンコフスキー地区警察署

所在地: キエフ市ゲルツェナ通り 9 (24時間) 486-03-06